三　第六条第一項に規定する書類
四　第十一条の規定に基づき提出する書類
五　第十二条第一項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類
六　第十六条の規定により再免許申請書に添付する書類
七　第二十条の二第一項（同条第三項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類
八　第二十条の五第二項に規定する書類
九　第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する書類
十　第二十二条（第二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき申請する書類
十一　第二十三条の二の規定に基づき提出する書類
十二　第二十四条の規定に基づき届け出る文書
十三　第二十四条の三第一項の規定に基づき提出する書類
十四　第二十四条の四に規定する文書
十五　第二十五条の二の規定に基づき提出する書類
十六　第二十六条第二項の規定により申請書に添付する書類
十七　第二十五条の四第一項の規定により申請書に添付する開設計画
十八　第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類
十九　第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類
二十　第三十条の規定に基づき提出する文書
二十一　第三十一条第二項の規定により申請書に添付する書類

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線従事者規則の一部改正）

第三条　無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第八章　略］ ［第九章　指定試験機関（第八十五条―第九十六条）］ 附則 ［削る］	目次 ［第一章～第八章　同上］ ［第九章　指定試験機関（第八十五条―第九十六条）］ ［第十章　雑則（第九十七条）］ 附則 **第十章**　雑則 （電磁的方法により記録することができる提出書類） **第九十七条**　この規則の規定に基づき総務大臣又は総合通信局長に提出する申請書等の書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	